

助成対象期間・上限額

◎助成対象期間:令和4年2月7日(月)～令和4年3月31日(木)

年間分ではありませんのでご注意ください。

- 助成決定前の活動にかかる経費は、経費記録等も準備できる場合のみ対象となります。
- また、助成対象期間中の事業実施に必要となる経費が対象となります。
- 支払いが4月以降になる経費であっても、対象期間中の事業実施にかかった経費であれば助成の対象となります(「3月人件費を4月に支払う場合」等)。

◎助成上限額:1事業者あたり250万円